

論文博士の研究歴の取扱いについて（申合せ）

平成 3年 12月9日 医学研究科委員会

平成 17年 3月22日 医歯学総合研究科医学系会議

令和 8年 3月16日 医歯薬学総合研究科医学系会議

論文博士の研究歴の取扱いにおいて

論文提出により医学又は学術の学位を申請することのできる者は、医学の大学院入学資格の有無にかかわらず、原則として次の各号に該当する研究歴のある者とする。

1. 研究歴

- (1) 大学において医学又は歯学の課程を修了した者 基礎医学5年以上、臨床医学6年以上
- (2) 大学院博士課程を修了した者 5年以上
- (3) 大学院修士課程を修了した者 7年以上
- (4) 大学を卒業した者 9年以上

ただし、いずれの場合においても本研究科指導教授のもとで、提出課題の研究に直接従事した期間が基礎医学では2年以上、臨床医学では3年以上が必要である。また、研究歴に連続して2年以上の中断がある場合、研究歴の通算はできない。

必要な研究歴を満たして以降、5年以上経過して申請する者は指導教授の理由書・業績目録・論文目録の提出を求める。

2. 前項の研究歴とは次に該当するものとする。

(1) 研究に従事した全期間を研究歴として認めるもの

- (イ) 医学の大学の専任職員又はこれに準ずる職員として研究に従事した期間。
- (ロ) 医学の大学の研究生等として在学した期間、又、医学の大学院を退学した者の場合は大学院に在学した期間。
- (ハ) 医学の権威ある研究機関において専任職員として研究に従事した期間 この場合は、原則として、准教授又は同等以上の経歴を有するものが指導に当たり、且つ研究機関としてはその研究に必要な充分の施設を有することを要する。
- (ニ) 大学が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間。

(2) 研究に従事した期間の一部を研究歴として認めるもの

研究課題と直接的関係のある医学以外の研究機関の研究歴をもつものについては、その研究機関における研究期間の2分の1とする。ただし、通計して、最高3年までとする。この場合、指導者の略歴並びに研究事項を付記した関係所属長の研究歴証明書に、研究した資料を添付して医歯薬学総合研究科長に申請しなければならない。

備考

- 1. 学位の授与を受けようとする者は、学位論文提出に先立ち、指導教授の承認を得た後、学位申請資格の有無の審査を、学務委員会医学系部会において受けなければならない。
- 2. 研究歴に、疑点のあるものについては、学務委員会医学系部会において、個別に慎重に審議し、決定するものとする。